



現況届は忘れずに 提出しましょう

■受付期間 8月14日(水) 午前8時30分～午後7時
8月15日(木) 午前8時30分～午後5時15分
■受付場所 役場1階 小会議室

※なお、上記の期間に来庁することができない場合は、児童扶養手当は8月30日(金)まで、特別児童扶養手当、特別障害者手当および障害児福祉手当は9月11日(水)まで福祉課で受け付けます。

児童扶養手当

児童扶養手当を受給している人(現在支給停止になっている人も含む)は8月1日現在で受給要件確認のため、現況届を提出してください。提出されないと今後の手当が受給できなくなる場合があります。

※病气入院中などのやむを得ない理由のほかは、受給者本人が届け出てください。

※住民票や戸籍に変更があった人も届け出が必要です。

※現況届に必要な書類等は事前^問に送付しています。通知をご確認ください。

^問 福祉課 こども未来推進室 ☎57-8503

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは

在宅で、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対する手当です。

認定基準

20歳未満で精神または身体に中程度以上の障がいを有する児童を養育している人。おおまかな目安としては以下の通りで、認定は診断書によります。

(a)身体障害者手帳1～4級程度の障がい児を養育している人

(b)療育手帳A1、A2、B1(一部)の障がい児を養育している人

(c)その他、(a)(b)と同程度の障がい児を養育している人

※認定には、所得制限があります。(本人・同一生計にある人)

※児童が単独で施設に入所している場合や障害基礎年金を受給している場合は対象になりません。

手当額・支給月

1級該当児童1人につき 月額55,350円 (額改定が行われる場合があります)

2級該当児童1人につき 月額36,860円 (額改定が行われる場合があります)

熊本県知事の認定を受けると、申請日の属する月の翌月分から支給されます。

年3回支給(4月、8月、11月)

申請

随時受け付けます。

申請手続きに必要なもの

1. 認定請求書

2. 請求者と対象児童の戸籍謄本

3. 所得証明書

4. 所定の診断書(省略できる場合があります)

5. 請求者名義の普通預金通帳

6. 振込先口座申出書

7. 身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの人のみ)

8. マイナンバーの分かるもの

※2は申請日から遡って1ヶ月以内に取得したものがが必要です。

※その他の書類が必要な場合もありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ねください。

■現況届に必要なもの

●身体・療育・精神などの障害者手帳

●特別児童扶養手当証書 ●受給者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの

申請窓口・問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎57-8503

児童扶養手当

特別児童扶養手当

特別障害者手当

障害児福祉手当

特別障害者手当

特別障害者手当とは

在宅で、重度の障がいがあり日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の人に対する手当です。

認定基準

(a)おおむね、重度の障がい(2つ以上ある人)

(b)重度の肢体不自由(寝たきり等)で、日常生活動作が一人ではほとんどできない人

(c)絶対安静の症状が長く続いている人

(d)重度の精神障がい(知的障がいを含む)のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどない人

※認定には、所得制限があります。(本人・同一生計にある人)

※病院に3ヶ月以上入院している人や施設入所者は対象になりません。

手当額・支給月

月額28,840円(額改定が行われる場合があります)

5月、8月、11月、2月

申請時期

随時受け付けます。

申請手続きに必要なもの

1. 認定請求書

2. 戸籍謄本

3. 所得証明書

4. 所定の診断書(省略できる場合があります)

5. 年金・扶助料等すべての証書と改定通知書

6. 本人名義の普通預金通帳

7. 口座振替申出書

8. 身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの人のみ)

9. マイナンバーの分かるもの

※2は申請日から遡って1ヶ月以内に取得したものがが必要です。

※その他の書類が必要な場合もありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ねください。

■現況届に必要なもの

●身体・療育・精神などの障害者手帳

●令和5年1月1日から令和5年12月31日までの年金の金額が確認できるもの
(年金振込の通帳、年間年金額の通知書など) ●マイナンバーカード

申請窓口・問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎57-8503

障害児福祉手当

障害児福祉手当とは

在宅で、重度の障がいがあり日常生活において常時介護を要する20歳未満の人に対する手当です。

認定基準

(a)身体障害者手帳1～2級相当の障がいのある人

(b)療育手帳A1の人 (c)その他、(a)(b)と同程度の障がいのある人

※認定には所得制限があります。(本人・同一生計にある人)

※施設入所者は対象になりません。

手当額・支給月

月額15,690円(額改定が行われる場合があります)

5月、8月、11月、2月

申請時期

随時受け付けます。

申請手続きに必要なもの

1. 認定請求書

2. 戸籍謄本

3. 所得証明書

4. 所定の診断書(省略できる場合があります)

5. 本人名義の普通預金通帳

6. 口座振替申出書

7. 身体障害者手帳・療育手帳(お持ちの人のみ)

8. マイナンバーの分かるもの

※2は申請日から遡って1ヶ月以内に取得したものがが必要です。

※その他の書類が必要な場合もありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ねください

■現況届に必要なもの

●身体・療育・精神などの障害者手帳

●受給者、扶養義務者のマイナンバーが分かるもの

申請窓口・問い合わせ先 福祉課 福祉係 ☎57-8503